

国民健康保険制度の充実強化について

東 北 部 会 提 出
説明担当 大仙市

国民健康保険は、他の医療保険に比べて高齢者や低所得者を被保険者として多く抱え、その財政基盤は極めて脆弱であり、高齢化の急速な進展等による医療費の増加とこれに伴う保険料（税）負担の増大や、昨今の厳しい経済状況による収納率の低下等のため、その事業運営は極めて憂慮すべき状況にあり、市町村及び被保険者の負担も過重なものとなっています。

国は、国民が等しく必要な医療を受けられる国民皆保険体制を維持する責任を有するものであり、国民健康保険制度が直面する諸課題の解決に向けて、その責任を果たすことが今まさに求められているところであります。

よって、国においては、国民健康保険制度の安定的かつ健全な運営を図るため、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望いたします。

記

- 1 国民健康保険制度と他の保険制度との負担の公平化を図り、長期的に安定したものとなるよう、医療保険制度の一本化等の抜本的な改革を早期に行うこと。なお、制度改革を行うにあたっては、地方自治体の意見を十分尊重し、新たな地方負担や保険料（税）負担を招かないよう配慮すること。
- 2 国民健康保険の運営に支障を来さないよう、地域経済情勢、被保険者の年齢構成等、市町村の個別事情に即応した国民健康保険関係予算の措置を講じること。
- 3 調整交付金の算定にあたっては、事業の安定的運営に資するという制度の趣旨に鑑み、単に保険料（税）の収納率による減額措置を廃止すること。
- 4 保険料（税）の統一的な減免制度を創設するとともに、十分な財政措置を講じること。
- 5 被用者保険の資格得喪情報については、国民健康保険被保険者への通報制度を確立するとともに、市町村からの照会に対して情報提供が得られるよう配慮すること。
- 6 離職者に係る保険料（税）の減免措置については、今後の雇用、失業情勢等を

踏まえ、継続的な財政支援措置を講じること。

- 7 制度改正に伴う電算システム改修経費については、地方の財政負担を招かないよう国の責任において、十分な財政措置を講ずること。
- 8 児童や重度心身障害者等への医療費助成制度等、市単独事業実施に対する療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額算定措置を廃止すること。
- 9 保険者に義務付けられる特定健診、特定保健指導に係る事業費等について、十分な財政措置を講じること。
- 10 安定的で持続可能な医療保険制度を確立するため、保険財政の安定化や国保税（料）の平準化の観点から、市町村単位の国民健康保険制度を都道府県単位の国民健康保険制度へ広域化を検討すること。